



第4章 戦略策定の意義

4-1 生物多様性とは

“生物多様性*とは何か”については、国際条約や国家戦略などにおいてさまざまな表現がされています。以下にその一部を要約整理します。

■ 生物多様性条約

すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

■ 生物多様性国家戦略 2012-2020

食物連鎖や生態系の中及び生態系間、世代を超えた命、国や地域・流域などのさまざまな「つながり」と、同じ種であっても個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成している「個性」、この二つの言葉に言い換えると理解がしやすい。

■ WWF ジャパン

地球上の生命、生きものはどれを取ってみても自分一人、ただ一種だけで生きていくことはできず、ほかのたくさんの生物と直接関わり合うことで初めて生きていくことができる。この関わりをたどれば地球上に生きている生きものたちが、全て直接・間接的につながり合い、壮大な生命の環を織り成していることが分かり、この生きものをつながり生物多様性と呼ぶ。

■ 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（平成 22 年版）

生物多様性とは、深海から高地まで、地球上のさまざまな環境に適応したたくさんの生きものが暮らしていること。

このように、“生物多様性とは何か”といった場合には、表現の異なる複数の解釈が認められます。これは、生物多様性という言葉自体が分かりにくいことの裏返しともいえます。また、私たちはその保全のために何をしていけばいいのかが分からない、といったことも生物多様性の理解が進まない原因の一つだと考えられます。したがって改訂戦略では、できるだけシンプルにイメージしやすく、言葉としても簡潔であるよう、生物多様性とは、“生きものの豊かさ”であると定義づけるとともに、その保全のために各主体が何をしていけばよいのかについて明らかにしていきます。

* Biodiversity の訳語。1988 年に生まれ、1990 年の初めには（公財）日本自然保護協会の国際セミナーを通じて日本に紹介された。

4-1-1 3つのレベルの多様性

1993年に発効された国際条約である「生物多様性条約」の定義にもある通り、生物多様性には“生態系の多様性”、“種の多様性”、“遺伝子の多様性”という3つのレベルで多様性があるとされています。

(1) 生態系の多様性

「生態系の多様性」とは、地球上のさまざまな循環によって多様な環境がつけられていることを指します。生きものは、地形や気候などにより特徴づけられるさまざまな場所、例えば森林や里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などに棲むところを見つけて暮らしており、その環境と生きもの同士の“食べる、食べられる”、“利用したり、されたり”という関係によって「生態系」というつながりをつくっています。このつながりに同じものは一つもないのです。



生態系の多様性を表すさまざまなタイプの自然環境

(2) 種の多様性

「種の多様性」とは、地球上のさまざまな環境に合わせて生きものが進化した結果、動植物から細菌などの微生物、未知の生物も含めて現在約3,000万種ともいわれる多様な生物が暮らしていることを指します。それぞれの種は環境に適応してきた進化の結果、生み出されたものであり、一度絶滅すると二度と現れることはありません。



動物や昆虫、植物などのさまざまな生きものが種の多様性を構成する

(3) 遺伝子の多様性

同じ種類の生きものでも、個々の個体はさまざまな遺伝子の組合せを持っています。こうした組合せが例えばアサリの貝殻の模様の違いやゲンジボタルの発光間隔の違いのように、見かけや挙動に明確な違いを生み出し、多様な個性として表れます。これは、長い時間をかけて、いずれ新しい種へと進化していく第一歩ともいえますが、同時に模様などの違いは捕食者に認識されにくく、種の保存に有利に働きます。こうした違いがあることで、生きものは環境の変化などに対応する力を蓄えているのです。



同じ種でも異なる遺伝子によって多様な個性がある

4-1-2 生態系サービス

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。そうした生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、保全すべきものですが、私たち人間は生物多様性によってどのような恩恵を受けているのでしょうか。

生態系の多様性があることで、森林が光合成によって酸素を生み出したりすること、河川が肥沃な土壌をもたらしてくれること、干潟は汚れた水を浄化してくれること、サンゴ礁が多くの種の産卵・成育・採餌の場として豊富な魚介類をもたらしてくれることなど、さまざまな恩恵があります。また、種の多様性によって、私たち人間はこれらの多様な生きものの中から利用できるものを探し、穀物や野菜、家畜など食料を大量に生産できる方法を生み出し、その確保を容易にするといった恩恵を受けています。さらに、遺伝子の多様性は“生物多様性があること”の全体を支え、人間も含めた地球の生物にとって欠くことのできないものであると認識しなくてはなりません。こうしたさまざまな生態系の恩恵、いわば“自然の恵み”を「生態系サービス」といいます。



生態系サービスは水や食糧を供給してくれる

国際連合の提唱により、2001～2005 年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価であるミレニアム生態系評価では、生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示されました（図 4-1）。その報告書では、生態系サービスを以下の 4 つの機能に分類し、生物多様性の意義について紹介しています。

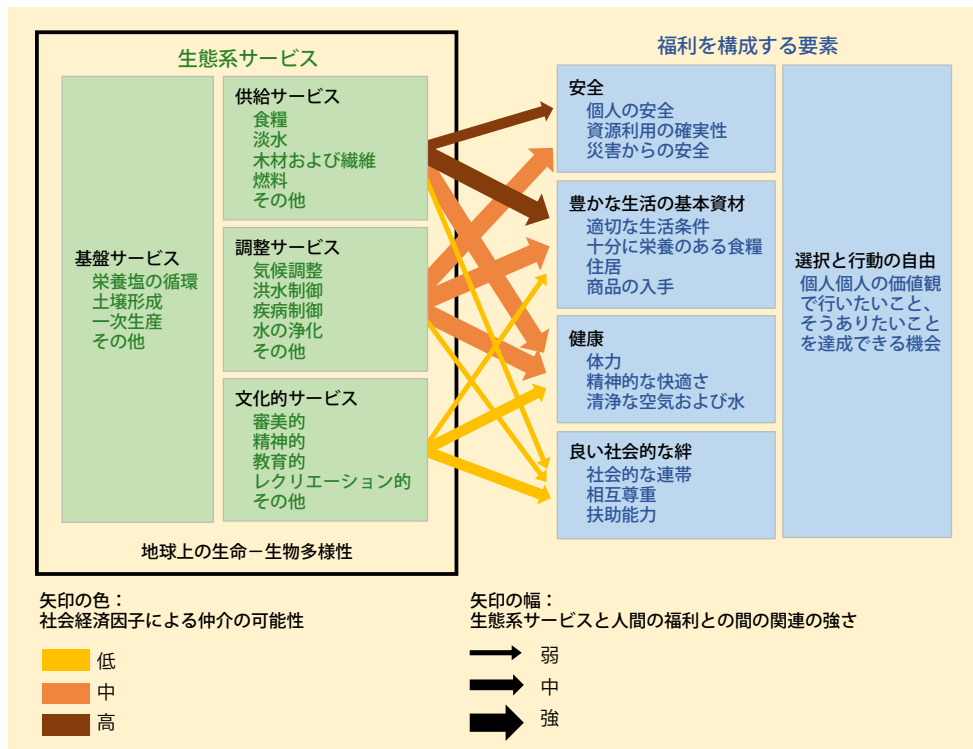


図 4-1 生態系サービスと人間の福利の関係

資料：環境省ホームページをもとに作成

（1）供給サービス

私たちが食べている米や野菜、肉、魚などの食料や、住居などに使われる木材、衣類に使われる綿や麻、生活に不可欠な医薬品などは、水田や森林、海などの自然があって初めてもたらされます。「供給サービス」とは、これら私たちの暮らしに重要な資源を供給するサービスを指します。また、自然のデザインからアイデアを得て、工学的に応用する技術、例えば蚊を模倣した注射針や蓮の葉の凹凸を真似た撥水性のある織物など、いわゆる“バイオミメティクス”も供給サービスから得られるものと考えられます。

（2）調整サービス

「調整サービス」とは、私たちが暮らしやすい環境になるよう、生態系がバランスをとって調節してくれるサービスを指します。森が緑のダムと呼ばれるように、大雨が降っても水量を調節して洪水や土砂流出を防いでくれる機能やヒートアイランド

現象の緩和、汚れた雨水を浄化する機能、風や気温を過ごしやすく調節してくれる機能、天敵による病害虫の抑制などが含まれます。また、ハチが作物の花粉を媒介することなども調整サービスの一つと考えられています。

(3) 文化的サービス

「文化的サービス」とは、生態系によって醸成される文化や価値を保ち支えるサービスを指します。鎮守の森や川、海辺などを訪れることで得られる精神的な癒し、審美的な喜びなどの多くは、その土地の生態系が形づく環境によって支えられた文化であるといえます。また、地域の特異性を持った食文化や工芸品などは、地域固有の自然環境や動植物から生まれたものです。そのほか、山や川、海などを活用したキャンプやハイキング、カヌー、バードウォッチングなどのさまざまなアクティビティやエコツーリズムなども文化的サービスの一つと考えられます。

(4) 基盤サービス

「基盤サービス」は、上記 3 つのサービスを継続的に支える基本的なサービスです。例えば、植物の光合成による酸素の生成や植物の生長を支える栄養塩や水の循環、生物の死骸などを細菌などの土壌中の微生物が分解することで形成される栄養豊かな土壌などがこのサービスに当たります。

個別にみれば、生物多様性の影響の大小はありますが、生物多様性と生態系サービスの関係については、生態系サービスを生み出すものが生物多様性であり、かつ将来にわたってこのサービスを受け続けるためには生物多様性を保っている（変わる力、変化に対応できる力）必要があるという関係です。

4-1-3 生きものが豊かである必要性

生きものの豊かさを守ること、すなわち生物多様性の保全がなぜ必要であるのか、それは、生きものが多様な自然の恵み（生態系サービス）を私たち人間に提供してくれるからにほかなりません。

近年の人間活動による環境の搾取は、生物多様性が持っている自然の回復力や生産力を大きく上回る驚くべきスピードで資源を消費させ、一気に枯渇させようとしています。生物多様性が失われると私たち人間の生活にさまざまな影響がおよびます。身近なところでは、私たちが日常的に口にするもののほとんどは、植物や動物といった生きものに由来するものであり、これまで当たり前食べていたものが食べられなくなるかもしれません。木材や植物などが失われれば、多くの事業活動に影響がおよび、また、薬品等も不足して健康被害に結びつくことなども想定されます。つまり、人間活動による生物多様性の損失は、生物多様性から受けている恩恵を自ら失うことであり、ひいては生命に危機がおよぶことかもしれないのです。私たちはそのことにいち早く気づき、生物多様性が私たち一人ひとりの生活にどのように関わっ

ているのかを知り、行動していかなくてはなりません。

しかし一方で、生きものが豊かである重要性を考える時に忘れてはいけないことがあります。それは、地球上のあらゆる生命が人間のためだけに存在しているわけではない、ということです。私たちはとかく、“何にいくらかの経済的価値があるのか”、といった人間の視点で物事の意味を語りがちです。人間に不用なものや役に立たないものは必要ではない、という考え方によって生物多様性の損失を招いているのです。しかし、生物多様性という大きな世界を考えると、そのような視点だけで意味の軽重を問うべきではありません。人間がほかの生きものと共に生きていることを認め、それらの生きものが人間に対する利益とは関係なく存在し、生態系のバランスを保ってくれていることを受け入れることが重要だと考えられます。

4-2 生物多様性の危機

地球上の生物は、これまでわかっているだけでも5回の大絶滅が起こっています。過去の大絶滅は、火山の噴火や隕石の衝突などの自然現象により起こったとされていますが、今起こっている第6大量絶滅は、人間活動による影響が主な要因です。地球上の種の絶滅速度は自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。このままの状態が続き、生態系が臨界点（ティッピングポイント）を迎えると、地域もしくは地球規模のスケールで、生物多様性とその恵みに甚大な変化が生じ、すぐに回復させることは困難になります。その結果、私たちが今、恵みを受けている生物多様性が劇的に損なわれる可能性が高いとされています。

さまざまな恵みをもたらしてくれる生態系は、非常に微妙な生命のバランスで成り立っています。生態系の脆弱性は多様で、復元力の強いものから極めて変化しやすいものまでありますが、人間活動の影響はその復元力の強い生態系まで大きく変化させています。生物の生息・生育の場の減少をもたらす物理的な改変や、生態系の質的劣化をもたらす汚水や廃棄物の排出など、さまざまな要因によって危機的な状況が生じています。生態系を壊したことでどのような結果をもたらすのか、明らかになっていないことがまだたくさんありますが、一度壊してしまうと人間の力では元のかたちに戻すことができません。

4-2-1 4つの危機

生物の多様性に対して負の影響を及ぼす人間活動は多岐にわたります。「生物多様性国家戦略2012-2020」のなかでは、原因や影響のタイプによって人間活動の負の影響を4つの危機として整理しています。

(1) 開発など人間活動による危機

第1の危機は、人間活動や開発など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響です。沿岸域の埋立などの開発や河川のコンクリート護岸、森林の他用途への転用など、土地利用の変化は生物の生息・生育環境が縮小・悪化する影響があり

ます。また、観賞用や商業的利用による個体の乱獲、過剰採取、盗掘なども負の要因として挙げられます。

(2) 自然に対する働きかけの縮小による危機

第2の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる“アンダーユース”と呼ばれる影響です。今後、我が国では少子高齢化による急速な人口減少が起こると予想されています。とりわけ、奥山や里山は、かつて薪炭材や田畑の肥料、家畜飼料、屋根葺きの材料などを採る場所として利用されてきましたが、人口減少や高齢化の進行に伴い人間活動が縮小しています。奥山や里山の荒廃や環境変化により、その環境特有の多様な生きものが絶滅の危機に瀕しているのです。その一方で、ニホンジカやイノシシなどの分布域が拡大し、各地で農林業や生態系への被害が深刻化しており、直接的な人への被害も発生しています。また、野生動物の拡大とともにさまざまなウイルス感染症を媒介するマダニ類も分布域が拡大しており、里山をはじめ都市部においても感染リスクが高まっています。

自然に対する働きかけの縮小とともに、人間と自然との関わりも薄れ、自然や生きものについての知識、それらの活用や危険に対する知恵が失われていくことも危惧されます。



ニホンジカの食害の様子



耕作放棄された農地

(3) 人間により持ち込まれたものによる危機

第3の危機は、人間によって持ち込まれた外来種や、毒性を持つ化学物質による危機です。例えば、地域の生態系に大きな脅威となっているウシガエルやミシシippiaカミミガメ（通称ミドリガメ）などの外来生物は、在来種の生息場所を奪ったり、捕食したりして水辺環境の生態系に大きな影響を与えています。植物についても、ボタンウキクサやホテイアオイが水路を埋め尽くしたり、オオキンケイギクが異常に繁殖してカワラヨモギやカワラナデシコなどの河原に生育する在来種を駆逐して問題視されています。



オオキンケイギク



ミシシippiaカミミガメ

化学物質の影響については、例えば殺虫剤として用いられた DDT による鳥類への影響や、船底塗料として用いられたトリブチルスズ化合物の一部による貝類への影響などの事例があり、これらの化学物質は現在では製造・使用が禁止されています。また、農薬や化学肥料については、不適切な使用が生物多様性に対して大きな影響を与えてきた要因の一つと考えられます。1990 年代以降は農薬全体の製造量は低下し、農薬の安全性も高まってきているものの、生物多様性に与える影響については未だに懸念されています。世界規模の汚染に注目すると、近年、海洋におけるマイクロプラスチックの蓄積が深刻化しており、日本近海でも高濃度に存在する水域が確認されています。日本から排出される一人当たりのプラスチックごみ量は世界で 2 番目に多い状況です。また、大気については東日本大震災の際に放射性物質が広範囲に拡散されたことが報告され、農作物等への影響が懸念される状況となりました。さらに、アジア大陸で高濃度に発生した微小粒子状物質（PM2.5）が日本まで運ばれており、生態系に変化が生じる可能性が指摘されています。

（4）地球環境の変化による危機

第 4 の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書では、地球の温暖化が起きていることは“疑う余地がなく”、人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いと報告されています。気温の上昇とともに、強大な台風の発生などの現象が増加するといった気候変動が起きているものと考えられます。また、大気中に放出された二酸化炭素を海洋が吸収していることにより引き起される問題として、「海洋酸性化」も指摘されています。

気候変動により、これまで生息・生育していた地域の気候条件が適さなくなった生きものは、より適した場所に移動することで生き延びる可能性はありますが、現在起きている気候の変化は速く、多くの生きものにとって移動が追いつかない可能性もあります。逃れる場のない山頂付近に生育する高山植物や、海水面の上昇の影響を受けやすい沿岸部の種などは、特に気候変動に脆弱であると考えられ、絶滅の危機が高まっています。

4-2-2 進行する生物多様性の損失

生物多様性の損失は、上述した 4 つの危機が主な要因ですが、今なお損失は進行し続けています。

国連のミレニアム生態系評価では、過去 50 年以上、人間はかつてない速さと規模で生態系を改変しており、これにより生命の多様性という面では質的に、かつ全体として不可逆な損失をもたらしたと指摘しています。また、GBO3*では過去のどの時代よりもはるかに速い速度で種の絶滅が進行し、生息地が失われ、種の分布と豊かさが変化すると予測されています。

世界の森林は、毎年 520 万 ha（九州と四国を足した面積程度）が消失しています。

* 生物多様性条約事務局が 2010 年 5 月に公表した地球規模生物多様性概況第 3 版。

サンゴ礁は、19%が既に失われ、さらに今後10～20年の間に15%が、20～40年のうちに20%が失われる可能性があります。また、動物・植物などの種のうち、IUCNが評価した47,677種の3割強が絶滅のおそれのある種*であり、前述のとおり、私たち人間は種の絶滅速度を自然状態の1,000倍にも加速させています。生物多様性の損失に直接つながる5つの要因として、“生息地の変化”、“過剰利用”、“汚染と栄養の蓄積”、“侵略的外来種”、“気候変動”を挙げ、これらすべてが継続あるいは増加していると判断しています。これらの要因は組み合わせあって作用し、生物多様性への複合的な圧力を生み出します。

一方、我が国には、知られているだけで9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超える生きものがいると推定されており、狭い国土面積にも関わらずたくさんの種類の生きものがいます。しかし、環境省レッドリスト2018によると、67種についてカテゴリーを見直した結果、2017よりも絶滅危惧種が41種増加し、合計3,675種となっています。

さらに、本県においては、高知県レッドデータブック2002に掲載された種数に対して、高知県レッドデータブック2018動物編によると、絶滅が2種、絶滅危惧種Ⅰ類が5種、Ⅱ類が42種も増加しています。植物についても絶滅危惧種は増加傾向にあり、本県の生物多様性も明らかに劣化していることがわかります。

4-2-3 生物多様性ホットスポット

地球上には、「生物多様性のホットスポット」と呼ばれる生物多様性が高いにも関わらず、絶滅に瀕した種が多い地域が存在します。ホットスポットの概念は、スタンフォード大学のノーマン・マイヤーズ博士らによって提唱されました。2000年に定められたマイヤーズのホットスポットマップによると、生物多様性ホットスポットは以下の二つの基準を満たさなければならないとされています。

- 維管束植物のうち、1,500種が固有のものであること
- 原生的植生のうち、70%以上が改変されていること

世界中で現在36か所のエリアがこの条件を満たしています。生物多様性ホットスポット内に残された原生自然は、地球の陸地面積のわずか2.4%を占めるに過ぎませんが、植物の50%、両生類の60%、爬虫類の40%、鳥類・哺乳類の30%がここにしか生息しておらず、我が国もその一つとなっています。生物多様性ホットスポットには、約19億6千万人が生活しており、その多くが地域の自然に大きく依存した生活を送っています。生物多様性ホットスポットの保全はその地域に生活する人々を守ることでもあります。

しかし一方で、産業革命以降、農地への変換や鉱山開発、道路整備、生物資源の乱獲などによって、生態系は急速に破壊されています。このことは、生物多様性ホットスポットに住む人々だけでなく、多くの資源を輸入している我が国もその責任の一端を担っているものといえます。

* IUCN レッドリスト (2009)

4-3 国内外の動向

前項に述べた生物多様性の危機に対応するための国内外の動向を以下に整理します。

4-3-1 生物多様性条約と国家戦略

(1) 生物多様性条約

個別の野生生物種や特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりでは生物多様性を考え、その保全を目指す国際条約として、1993年12月29日に「生物多様性条約」が発効されました。194の締約国からなるこの条約は、生物多様性の保全だけでなく、さまざまな自然資源の“持続的な利用”が明記されています。

生物多様性条約は、以下の3つの目的を持っています。

- 生物の多様性の保全
- 生物の多様性の持続的な利用
- 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分

この条約は、締約各国に対し、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする「国家戦略」、または「国家計画」の作成と実行を義務づけています。また、生物多様性の持続的な利用のための措置として、持続可能な利用の政策への組み込みや先住民の伝統的な薬方のように、利用に関する伝統的・文化的慣行の保護・奨励についても規定しています。

これら条約の指針は、それぞれの国内における環境行政の大きな方向性を示すものとなり、その実施を通じて生物多様性の保全が行われることとなります。

(2) 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。我が国は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行っています。

2012年には、2010年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」で採択された、“愛知目標”の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2011年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。

この戦略のポイントは次のとおりです。

- 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示

愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含めた我が国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定すると

もに、国別目標の達成状況を測るための指標（81 指標）を設定。

■ 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定

— 5 つの基本戦略 —

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

■ 今後 5 年間の政府の行動計画として約 700 の具体的施策を記載

「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後 5 年間の行動計画として約 700 の具体的施策を記載し、50 の数値目標を設定。

4-3-2 生物多様性基本法の施行

「生物多様性基本法」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008 年 5 月に成立し、同年 6 月に施行されました。本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。

4-3-3 持続可能な開発目標（SDGs）

(1) SDGs の概要

国際社会は、2001 年に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」を開発分野の羅針盤として、15 年間で一定の成果を上げました。一方で、教育や母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染、気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じています。また、民間企業や NGO などの開発に関わる主体の多様化など、MDGs の策定時から開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、こうした状況に取り組むべく、2015 年 9 月に国連サミットで採択された、2030 年までの国際開発目標です。2030 アジェンダでは、人類の誰もが豊かで安全な暮らしを将来に渡って継続的に営めることを目的とし、相互に関連した 17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています（図 4-2）。

MDGs が開発途上国のための目標であったのに対し、SDGs は格差の問題、持続可

能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的な目標です。その達成のために、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含むさまざまな主体が連携し、ODA や民間資金も含むさまざまなリソースを活用していく“グローバル・パートナーシップ”を築いていくこととされています。



図 4-2 SDGs17 の目標

資料：国際連合広報センターホームページ

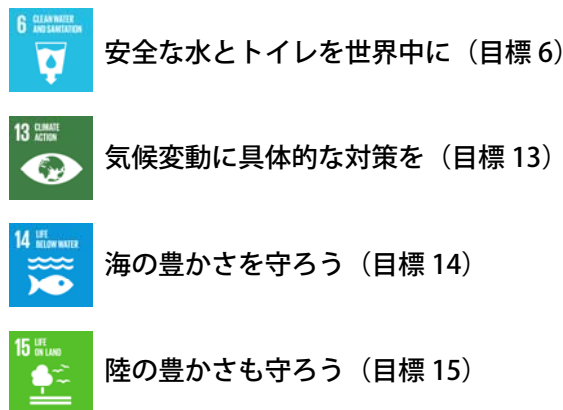
(2) SDGs と生物多様性

SDGs は、人類の誰もが豊かで安全な暮らしを、将来にわたって継続的に営めることを目的にしています。つまり、人類の基本的な生存手段である衣食住を担う「生態系サービス」の持続可能性が、SDGs の達成に極めて重要なテーマとなります。



図 4-3 生物多様性が生み出す生態系サービスと SDGs の位置づけ
<http://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

国連主導の研究プロジェクトである TEEB（生態系と生物多様性の経済学）は、図 4-3 のように、生物多様性が生み出す生態系サービスと SDGs の位置づけを表しています。これは 17 の目標のうち、生態系サービスに関わる下記の 4 つの目標が、そのほかの目標に係るジャンルの「社会と経済」を支えているというものです。



このように、生態系サービスを支える生物多様性の保全に向けた取組は、SDGs における「社会と経済の持続可能性」の根底を占めているのです。

4-4 本県における戦略策定の意義

比較的豊かな自然が残っているとされている本県ですが、前章までに述べた自然の状況及びそれらを活用する文化の実状を見れば、本県の生物多様性は確実に失われつつあると考えられます。経済優先による都市型生活の定着や、中山間地域における過疎高齢化、第一次産業従事者の減少などによって、自然との関わりが薄れ、森林や農地の荒廃、不適切な開発行為といった環境問題が頻発しています。

このような状況の下、本県においては「高知県環境基本条例」に基づき、1997 年 2 月に「高知県環境基本計画」を策定し、本県の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ具体的に展開してきました。とりわけ、森林が県土の 8 割以上を占める全国屈指の“森林県”として、2003 年に全国に先駆けて導入した「森林環境税」では、県民参加による森づくりや荒廃森林の整備など、森林環境を守るための取組を推進しています。また、環境先進企業と地域との協働によって森林整備を進める「協働の森づくり事業」など先鋭的な事業も展開しています。このほか、県内河川の清流保全活動や中山間地域の活性化に向けた「集落活動センター」の取組、「環境活動支援センターえこらぼ」による環境学習の活発化など、本県の環境保全に対する基盤整備は積極的に実施されてきました。

冒頭に述べたとおり、本県においては 2014 年 3 月に「生物多様性こうち戦略」を策定し、上述の事業も含めたさまざまな取組を展開してきました。本年度実施したアンケート調査の結果によると、生物多様性に対する県民の認知度*は、前回調

* 2018 年 10 月～11 月に実施。県民は生協組合員 300 名を対象とした。

査に比べて大幅に向上し、生物多様性という言葉が「聞いたことがない」という人は、48.0%から 22.5%と激減しています。つまり、本県の現在の状況は、生物多様性に対する理解は進んでいるものの、その劣化に歯止めをかける行動に結びついていないのではないかと想定されます。生物多様性の保全は、私たちの食や安全、暮らしを守ることに直結します。したがって、係る取組を継続し、さらに SDGs などの世界的な動きや国策とも連動させながら、県民の皆さんをはじめとする各主体が協働・連携して具体的な行動を起こしていくことが大切です。そのために、基本的な方向性を定め、あらゆる主体が共有できる戦略の策定は必須であり、その活用の輪を広げることが生物多様性の保全につながっていきます。